

## 幼稚園(新制度未移行園)の利用について

幼稚園の新制度未移行園とは、従来の制度では幼稚園就園奨励費の対象であった園のことです。

保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合と預かり保育を利用しない場合とでは必要な認定が異なります。

### (1) 幼稚園(新制度未移行園)の無償化上限額について

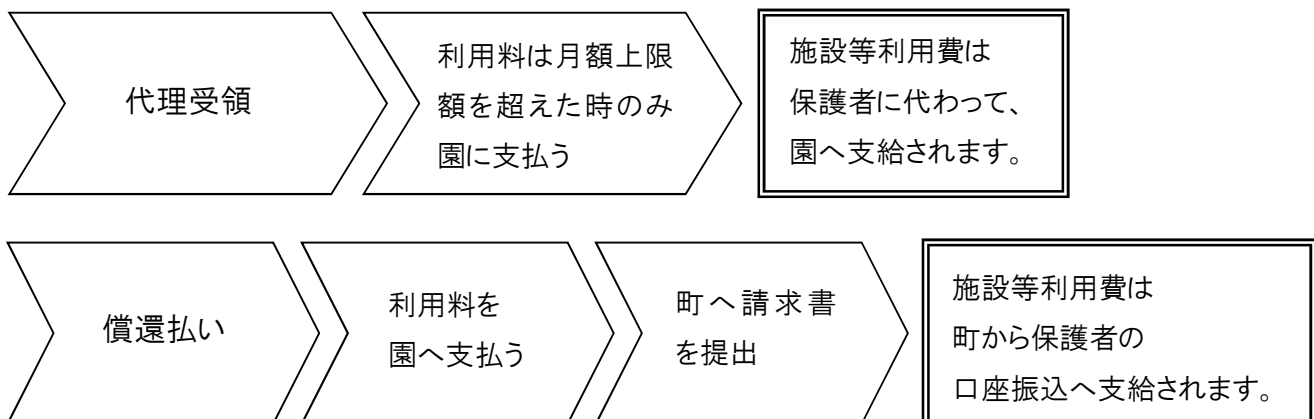
施設等利用給付認定の1号認定(P.3のイ)を受けた場合は教育時間の保育料が、2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、教育時間に加えて利用する預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
1号認定	施設等利用給付認定2号/3号に該当しない、満3歳から5歳児までのお子さん	25,700円(教育時間のみ)
2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。
3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。

### (2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。